

平成 30 年 3 月 2 日

**【照会先】**

職業安定局 雇用開発部

障害者雇用対策課

課 長 中村 裕一郎

課長補佐 高沢 航

調整係長 山田 将人

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5724)

(直通電話) 03 (3595) 1173

報道関係者各位

## 障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組を要請しました

### ～牧原副大臣が、使用者団体に要請～

厚生労働省では、4月からの精神障害者雇用義務化に向け、2月と3月に障害者の雇用促進に向けた周知啓発キャンペーンを実施しています。本日、牧原厚生労働副大臣が、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対し、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業・団体等に対する周知啓発の推進について要請を行いました。

1 開催日時:平成 30 年3月2日(金)16:00～16:15

2 出席者:【使用者団体】

一般社団法人日本経済団体連合会 椋田 哲史 専務理事

日本商工会議所 石田 徹 専務理事

全国中小企業団体中央会 高橋 晴樹 専務理事

【厚生労働省】

牧原厚生労働副大臣

### 3 要請概要

- (1) 障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現するなど着実に改善しているが、雇用義務のある企業のうちの3割程度が障害者を全く雇用していないなど、依然として、様々な課題が残されていること
- (2) 障害者の更なる雇用促進と職場定着を進めるためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ、社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要であること
- (3) このため、厚生労働省においては、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン月間」と定め、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、各府省庁等とも協力して、使用者団体や業界団体等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するなど、制度の意義や具体策などについて、集中的に周知することとしていること
- (4) 貴団体におかれても、会員企業、団体等に対する周知啓発について協力をお願いしたいこと

### 4 関係資料

- 別添1 要請文(一般社団法人日本経済団体連合会)
- 別添2 要請文(日本商工会議所)
- 別添3 要請文(全国中小企業団体中央会)
- 参考 障害者雇用促進キャンペーンリーフレット



平成30年3月2日

一般社団法人日本経済団体連合会  
会長 榊原 定征 殿

### 障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請書

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、我が国の障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現し、平成29年6月時点での障害者雇用率も1.97%となる等、精神障害者をはじめとする障害者の就労意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に改善しつつあります。

他方で、雇用義務のある企業のうちの3割程度が障害者を全く雇用していないといったことや、精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見られること等、依然として、様々な課題が残されています。

このため、政府としては、地域における障害者の就労支援体制の強化等を図るとともに、今年度からは、精神障害者の方が活躍できるように職場内で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成や、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置を講ずる事業主への支援措置の創設など、様々な取組を講じてきております。

また、本年4月には、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

このため、厚生労働省としては、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」月間と定め、より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えており、具体的には、各府省庁等とも協力して、使用者団体や業界団体等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するとともに、地域の関係機関等とも連携しながら障害者雇用の意義や制度・支援策等を集中的に周知することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業・団体等に対する周知啓発について御協力のほど、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信



平成30年3月2日

日本商工会議所

会頭 三村 明夫 殿

### 障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請書

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、我が国の障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現し、平成29年6月時点での障害者雇用率も1.97%となる等、精神障害者をはじめとする障害者の就労意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に改善しつつあります。

他方で、雇用義務のある企業のうちの3割程度が障害者を全く雇用していないといったことや、精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見られること等、依然として、様々な課題が残されています。

このため、政府としては、地域における障害者の就労支援体制の強化等を図るとともに、今年度からは、精神障害者の方が活躍できるように職場内で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成や、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置を講ずる事業主への支援措置の創設など、様々な取組を講じてきております。

また、本年4月には、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

このため、厚生労働省としては、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」月間と定め、より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えており、具体的には、各府省庁等とも協力して、使用者団体や業界団体等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するとともに、地域の関係機関等とも連携しながら障害者雇用の意義や制度・支援策等を集中的に周知することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業・団体等に対する周知啓発について御協力のほど、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信



平成30年3月2日

全国中小企業団体中央会  
会長 大村 功作 殿

### 障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請書

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、我が国の障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現し、平成29年6月時点での障害者雇用率も1.97%となる等、精神障害者をはじめとする障害者の就労意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に改善しつつあります。

他方で、雇用義務のある企業のうちの3割程度が障害者を全く雇用していないといったことや、精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見られること等、依然として、様々な課題が残されています。

このため、政府としては、地域における障害者の就労支援体制の強化等を図るとともに、今年度からは、精神障害者の方が活躍できるように職場内で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成や、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置を講ずる事業主への支援措置の創設など、様々な取組を講じてきております。

また、本年4月には、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

このため、厚生労働省としては、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」月間と定め、より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えており、具体的には、各府省庁等とも協力して、使用者団体や業界団体等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するとともに、地域の関係機関等とも連携しながら障害者雇用の意義や制度・支援策等を集中的に周知することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業・団体等に対する周知啓発について御協力のほど、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

厚生労働大臣  
**加藤勝信**

## 平成30年4月1日から

# 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

## 障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。

### 共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

### 労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

### 生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

## 法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

## あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、  
雇入れから3年以内の方 又は  
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方  
**かつ、**  
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、  
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

### 雇用率算定方法

〔対象者  
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

## ▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

### 事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

<精神障害者が従事している業務：事務>  
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



#### 企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

### 事例 2

障害者雇用は、  
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

<精神障害者が従事している業務：接客>  
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



#### 企業の担当者の声

障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

## ▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

#### 雇用する時

##### ● トライアル雇用助成金

ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）

##### ● 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。

#### 定着に向けて

##### ● ジョブコーチの派遣

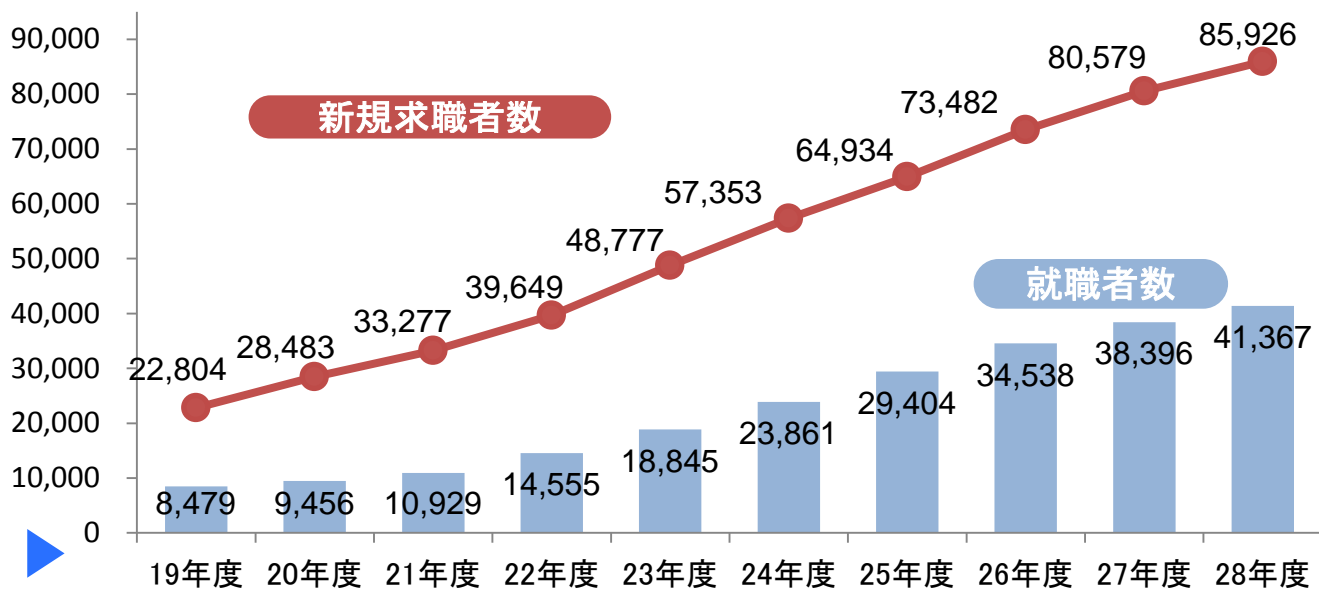
事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスをを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。

##### ● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

## ▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



## ▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット： 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間： 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象： **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所へ  
の出前講座も  
あります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**



しごとサポーターポータルサイトを開設しました。  
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター

検索





## ▶参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。